

山形県立高校県外生受入れ推進バスツアー運営業務委託基本仕様書(企画提案用)

本仕様書は、山形県が実施する標記事業の業務を委託するにあたり、必要な事項を定めたものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1. 委託業務名

山形県立高校県外生受入れ推進バスツアー運営業務

2. 業務の目的

本県への進学を検討している県外の中学1～3年生及び義務教育学校7～9年生（以下、「県外中学生等」という。）及び同行を希望する保護者等（以下、「保護者等」という。）を対象に、本県県外募集実施校における特色ある取組みをはじめ、本県の豊かな自然・文化・食などの魅力を知ってもらうための学校見学バスツアーを実施することにより、同ツアー参加者等に、本県高校への関心を高め、進学後のイメージを強めてもらうための契機とする。

3. 委託業務期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

4. 委託業務内容

本業務委託は、本県への進学を検討している県外中学生等及び保護者等を対象に、本県県外募集実施校における特色ある取組みをはじめ、本県の豊かな自然・文化・食などの魅力を知ってもらうための学校見学バスツアーを実施することとし、バスツアーの企画、参加者の募集や連絡調整、訪問先との打ち合わせや連絡調整、バスツアーの運営、アンケートの実施等、一連の業務を委託するものである。

(1) 業務の基本事項

- ① 見学校及び日程の想定は次の5コースとする。定員は5コース全体で60名とし、1コース12名程度を基本とする。

コース名	想定コース例	実施予定日
置賜	米沢駅集合→小国高校→地域見学→宿舎 宿舎→高島高校→昼食・地域見学→米沢駅解散	令和7年7月30日（水） ～31日（木）
村山・最上A	山形駅集合→新庄南高校金山校→地域見学→宿舎 宿舎→村山産業高校→昼食・地域見学→山形駅解散	令和7年7月31日（木） ～8月1日（金）
村山・最上B	山形駅集合→新庄北高校最上校→地域見学→宿舎 宿舎→谷地高校→昼食・地域見学→山形駅解散	令和7年7月28日（月） ～29日（火）
庄内A	鶴岡駅集合→遊佐高校→昼食・地域見学→宿舎 宿舎→庄内総合高校→昼食・地域見学→鶴岡駅解散	令和7年8月4日（月） ～5日（火）
庄内B	鶴岡駅集合→庄内農業高校→昼食・地域見学→宿舎 宿舎→加茂水産高校→昼食・地域見学→鶴岡駅解散	令和7年8月6日（水） ～7日（木）

- ② 1日目の昼前後から2日目の昼又は午後にかけて1泊2日のツアーとすること。
③ 参加対象は県外中学生等及び保護者等とし、保護者等の人数は、県外中学生等1名につき1名を原則とする。

④ 見学校について、記載の10校の他に1校が追加される可能性がある。

(2) バスツアーの企画・調整

- ① 各コースの中に下記の要素のうち少なくとも1つに触れる機会を取り入れ、山形県の魅力が存分に体験できるような内容を提案すること。
 - ア. 自然、景観
 - イ. 歴史、伝統文化、観光施設、地域との交流
 - ウ. 食文化
 - エ. その他、山形県の魅力に関することなお、体験活動を実施する場合、中学生等は全員参加、保護者等の参加は希望制とする。また、保護者等で体験を希望する者の人数等は、事前に委託者がとりまとめ、契約締結後に受託者へ伝達する。
- ② 集合解散場所については、各コースにおいて県外中学生等及び保護者等が公共交通機関でアクセスしやすい場所とすること。2か所以上設定することも構わない。また、参加者の希望に応じた個別対応も検討可能とすること。
- ③ バスツアーを安全かつ円滑に実施する添乗員を手配し、当日のバスツアーに随行し、山形県の魅力が伝わるようにガイドを行うこと。
- ④ 県内の移動は専用の運転手付きバス車両によることとし、円滑な移動ができるよう手配、運行を行うこと。
- ⑤ ツアー内で提供する食事（朝食、昼食、夕食）と食事場所、及び宿泊場所を手配、確保すること。なお、参加者が身体上又は宗教上の理由により口にできない飲食物を事前に確認し、最大限の配慮をすること。
- ⑥ ツアー行程中に必要な食事代、体験料、入場料等に係るすべての費用を本委託費に含めるものとし、参加費等を参加者から徴収しないこと。
- ⑦ 参加者の発着地（居所等）と集合解散場所の間の旅費の一部（1名につき補助率1/2、上限20,000円）を本委託費に含めるものとし、参加者に補助すること。
- ⑧ 参加対象の原則は(1)③の通りであるが、1組3名での参加希望があり、かつ定員内である場合には参加を認めることができる。その場合、⑥⑦の対象は以下の通りとし、これらに当てはまらない場合は都度協議する。
 - ・ 県外中学生等1名に対して保護者等が2名（県外中学生等の両親の同行を想定）で参加を希望する場合、⑥と⑦の対象は県外中学生等1名及び保護者等1名のみとし、保護者等1名は実費とする。
 - ・ 県外中学生等2名に対して保護者等が1名（きょうだいとその親1名の同行、友人2名と一方の親1名の同行を想定）の場合、3名とも⑥⑦の対象とする。

(3) 参加者及び訪問先との連絡調整

- ① 参加者の募集は、首都圏や近畿圏をはじめとする全国へ向けて、より効果的に定員が充足する方法をできるだけ具体的に提案すること。また、参加者のとりまとめ、その他一切の連絡調整を行うこと。
- ② 訪問先との打合せの連絡調整を県と連携して行うこと。
- ③ 参加者に対して、バスツアーの全行程、必要な持ち物、ルールや安全対策などの注意事項、緊急連絡先等を記載した資料を事前に提供すること。

- ④ バスツアー内容を変更する場合は、概ね一週間前までに参加者に変更の連絡をすること。また、天候などによりバスツアーの実施が困難であると判断した場合は、直ちに参加者へ連絡すること。

(4) バスツアー当日の運営

- ① バス出発前に参加者にシートベルトの着用を促し、参加者がシートベルトを着用していることを確認の上、出発すること。また、乗務員に対して、制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するように徹底すること。
- ② ツアー行程中の体験や見学等の開始前に、参加者に対して、概要やルール等の必要事項の説明を行うこと。
- ③ バスツアーの実施状況を、カメラ等を用いて記録すること。なお、撮影に当たっては、参加者及び訪問先に事前に確認を行い、撮影した写真などは県がウェブサイト及びその他広報資料等において使用することがある旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

(5) その他

- ① 参加者に対して、バスツアーの感想、意見、SNSでの情報発信有無等を把握するためのアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。アンケートの内容については、県と協議の上、決定するものとする。
- ② バスツアー中の事故に対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。保険の内容は、死亡・後遺障害、入院・通院、第三者・訪問先への賠償責任等を補償するものとする。
- ③ 天候や感染症の急拡大等の理由でバスツアーを実施できない場合は、原則として中止とすること。なお、中止により発生した経費負担は委託費用内に含むものとする。
- ④ バスツアーに関する取材依頼があった場合は積極的に応じること。
- ⑤ 上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組みがある場合は提案すること。

5. 成果品

(1) 実績報告書

以下の内容を記載した報告書を全コース終了後1か月以内に提出すること。なお、バスツアー当日の様子が分かる写真を添付すること。

- ① バスツアーの実施内容
- ② バスツアーの評価や反省点
- ③ 参加者アンケートの集計結果
- ④ 経費精算書

(2) 本業務により作成したデータ等

本業務において作成した参加者の一覧や、動画、画像及び撮影した写真等のデータをCD-ROMやファイル転送サービス等で提出すること。なお、これらの著作権は、すべて県に帰属するものとする。

6. 留意事項

- (1) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。
- (2) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、県との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、県に定期的な報告を行うこと。
- (4) 受託者は本業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (5) 受託者は本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (6) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合、県と受託者間で別途協議のうえ定めるものとする。

以上